

ご準備できますか？

# 終活準備講座

紙面編

遺言書

人生100年時代。

自分らしい人生を歩むための準備は万全でしょうか？

ここでは、終活について実際にあった事例を基に

専門家の視点から何が問題で

どのような対策をとることができるのか分かりやすくお伝えします。

## 遺言書の作成、備えあれば憂いなし！

### ポイント

- ・遺言書が無いと『法定相続人全員の同意』を集めるのは大変です
- ・遺言書があると相続手続きがとてもスムーズです
- ・認知症になつてから作った遺言書は無効になる場合があります

### 遺言書がなくて残された妻が大変に

夫を亡くしたBさん。夫との間に子はなく、妻である自分が相続について率先して進めなくてはならない立場になりました。とはいっても財産家なわけでもなく、生前の夫とは「うちはもめるほど財産があるわけじゃないし、遺言書なんてねえ」と気軽に話していたのですが…。

が多く、その兄弟が亡くなっている場合はその子に権利が移ることになり、相続人は総勢25人。なかには、長年疎遠で連絡先もわからない人や一度も会ったことさえない人もいました。また、代償金を請求される方もいて、手続きは大変難航しました。

途方に暮れたBさんは専門家に相談し、何とか相続登記手続きを終えることができました。「遺言書さえ残っていれば、こんなに大変な目にあわなかったのに…」。Bさんは「自分はちゃんと書いておこう」と思っただけです。

### 専門家のアドバイス

いざ夫が亡くなり困ったのは、自宅の売却。Bさん自身は現在施設に入っており、自宅は誰も生活していない状態になってしまいました。すぐに雑草が生い茂り、ボヤ騒ぎも起こるなどしたため「できるだけ早く売却したい」と考えるように。そこで立ちほだかった壁が「自宅の名義変更」でした。

「遺言書を書いておきましょう」と言っても、まだまだ尻込みする方が多く、実際に作成している人はさほど多くありません。ですが認知症になった後や、大変な目に遭った後に「健康なうちに遺言書を作っておけば…」という声が多いのも事実です。遺言書は何度でも書き直せますし、先のばしにせず、書けるうちに書いておくことをおすすめします。また、遺言書は法律で書き方が決められています。折角作っても無効なものにならないように、まずは専門家に相談されるといいですね。東名行政書士法人では随時無料でご相談を承ります。また、必要に応じて提

携先の弁護士や税理士等のご紹介もいたしますのでぜひお気軽にご連絡ください。有効な遺言書を作成しておくことは、先々への安心感につながります。前向きで充実した人生を謳歌するために、元氣なうちに考えておきましょう。

自宅は夫の名義になっていました。もし「妻に相続させる」という夫の遺言書があれば、スムーズに妻であるBさんの名義となり、すぐに売却もできました。しかし遺言書が無いため、相続できる権利を持った人(相続人)全員が納得のいくよう、決着させないといけません。

法律に従うと、相続人はBさんと、夫の兄弟。夫には兄弟



広告

お問い合わせ先

TEL 0120-575-112  
東名行政書士法人

受付時間／午前9時30分から午後5時00分

新年は1月5日(水)より通常業務をいたします。

誠に恐れ入りますが、お問合せは5日以降にフリーダイヤルまでご連絡ください。



行政書士・社会福祉士。主にシニア世代の方の遺言・相続・死後事務契約・成年後見制度や社会制度利用など、これまで400件以上の案件に携わる。

プロフィール 島津 まどか